公益社団法人大気環境学会会費規程

平成 25 年 8 月 1 日

改定　平成 25 年 9 月 19 日

(目的)

第1条　この規程は、定款第 3 章の規定に基づき、会費に関する事項を定める。

(会費)

第2条　会員は、請求により会費を納入しなければならない。

2　会費の年額は、次のとおりとする。

正会員	10,000 円
正会員（終身会員）	免除
法人会員 A	10,000 円
法人会員 B	30,000 円
学生会員	5,000 円
賛助会員　1 口	50,000 円

3　名誉会員は、会費を納入する必要はない。

4　正会員（終身会員）については、当該年度 3 月 31 日に満 65 歳以上で 50,000 円を一括納付した会員とする。

5　法人会員 A 及び法人会員 B の区分については、別途定める。

（会費等の納入方法）

第3条　会費等の納入は、郵便振替・銀行振込のいずれかによるものとする。

（会費等の納入時期）

第4条　会費等の納入は、本会事業年度にかかわらず前年度 4 月 1 日から当該年度 3 月 31 日までに納付を行うものとする。

（会誌の発送停止）

第5条　当該年度 3 月 31 日までに会費を納入しない者に対しては、会誌の発送を一時停止する。

（改廃）

第6条　この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附 則（平成 24 年 8 月 1 日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会としての登記の日から適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 19 日）

この規程は、公益社団法人大気環境学会総会の議決の日から適用する。